

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北谷町は、児童手当に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

沖縄県北谷町長

公表日

令和8年2月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	<p>当町は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>住民からの児童手当認定請求書等の届出により、中学校卒業までの児童を監護し、その児童と一定の生計関係にある父母等に対して、児童手当を支給する。支給要件確認等に当たっては、所得要件の確認を行い、認定される者に対して認定通知書を作成し通知する。 また、児童手当現況届により、所得要件を確認し、継続認定の可否を確認する。</p> <p>届出については、窓口(郵送)による受付のほか、サービス検索・電子申請機能による届出の受領を行う。サービス検索・電子申請機能により届出されたデータは、申請管理システムにより基幹システムに取込む。</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、当町は、児童手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>◆特定公的給付に関する事務 ・物価高対応子育て応援手当 なお、当該手当は公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づく「特定公的給付」に指定されており、手当給付事務において、個人番号を利用した管理や地方税関係情報等を取り扱うことが可能となっている。</p>
③システムの名称	1. 児童手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能 5. 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)児童手当給付ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>児童手当 ・番号法第9条第1項、別表81の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条</p> <p>特定公的給付 ・番号法第9条第1項、別表135の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第74条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>児童手当 【情報提供の根拠】 番号法別表第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、125、141、161の項 【情報照会の根拠】 番号法別表第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106、107の項</p> <p>特定公的給付 【情報提供の根拠】 なし 【情報照会の根拠】 番号法別表第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項及び第162条</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉部 子ども家庭課
②所属長の役職名	子ども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号 北谷町役場 総務部 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号 北谷町役場 住民福祉部 子ども家庭課
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月21日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月21日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認をおこなっている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムにアクセスできる職員を制限しており、アクセスIDとパスワードは情報政策課が管理している。アクセスする際は情報政策課担当職員に依頼してアクセスしてもらっており自由にシステムを利用できないようになっている。離席時のログアウトを徹底し、情報政策課担当職員も確認している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 5 ②所属長	子ども家庭課長 西田 由紀	子ども家庭課長 与儀 司	事後	
平成29年7月18日	II 1 いつ時点の計数か	2015/7/9	2017/6/7	事後	
平成29年7月18日	II 2 いつ時点の計数か	2015/7/9	2017/6/7	事後	
平成30年10月1日	I 3 個人番号の利用	・別表第一省令第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号	・別表第一省令第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号	事後	
平成30年10月1日	I 4 ②法律上の根拠	:第40条 ※別表第二の75の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定	:第40条、第40条の2	事後	
平成30年10月1日	II 1 いつ時点の計数か	2017/6/7	2018/8/21	事後	
平成30年10月1日	II 2 いつ時点の計数か	2017/6/7	2018/8/21	事後	
令和1年6月17日	I 4 ②法令上の根拠	:第19条第1号力第2号第3号第4号第5号、第44条第1号力第2号第3号第4号第5号 ※別表第二の30の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定	:第19条、第44条	事後	
令和1年6月17日	I 5 ②所属長の役職名	子ども家庭課長 与儀 司	子ども家庭課長	事後	
令和1年6月17日	II 1 いつ時点の計数か	2018/8/21	2019/4/26	事後	
令和1年6月17日	II 2 いつ時点の計数か	2018/8/21	2019/4/26	事後	
令和1年6月17日	IV リスク対策	—	項目内容追加	事後	
令和2年12月1日	II 1 いつ時点の計数か	2019/4/26	2020/9/4	事後	
令和2年12月1日	II 2 いつ時点の計数か	2019/4/26	2020/9/4	事後	
令和4年1月26日	I 4 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和5年8月23日	I 7 請求先	〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町字桑江226番地	〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号	事後	
令和5年8月23日	I 8 連絡先	〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町字桑江226番地	〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号	事後	
令和5年8月23日	II 1 いつ時点の計数か	令和2年9月4日 時点	令和5年4月11日 時点	事後	
令和5年8月23日	II 2 いつ時点の計数か	令和2年9月4日 時点	令和5年4月11日 時点	事後	
令和5年8月23日	I 1 ②事務の概要	記載なし	届出については、窓口(郵送)による受付のほか、サービス検索・電子申請機能による届出の受領を行う。サービス検索・電子申請機能により届出されたデータは、申請管理システムにより基幹システムに取込む。	事後	
令和5年8月23日	I 1 ③システムの名称	1. 児童手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 児童手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能 5. 申請管理システム	事後	
令和5年8月23日	I 4 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26、30、87の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) :第19条、第44条	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26、30、87、106の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) :第19条、第44条、第53条	事後	
令和8年1月21日	I 1 ②事務の概要	当町は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 住民からの児童手当認定請求書等の届出により、中学校卒業までの児童を監護し、その児童と一定の生計関係にある父母等に対して、児童手当を支給する。支給要件確認等にあたっては、所得要件の確認を行い、認定される者に対して認定通知書を作成し通知する。 また、児童手当現況届により、所得要件を確認し、継続認定の可否を確認する。 届出については、窓口(郵送)による受付のほか、サービス検索・電子申請機能による届出の受領を行う。サービス検索・電子申請機能により届出されたデータは、申請管理システムにより基幹システムに取込む。 番号法の別表第二に基づいて、当町は、児童手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	当町は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 住民からの児童手当認定請求書等の届出により、中学校卒業までの児童を監護し、その児童と一定の生計関係にある父母等に対して、児童手当を支給する。支給要件確認等にあたっては、所得要件の確認を行い、認定される者に対して認定通知書を作成し通知する。 また、児童手当現況届により、所得要件を確認し、継続認定の可否を確認する。 届出については、窓口(郵送)による受付のほか、サービス検索・電子申請機能による届出の受領を行う。サービス検索・電子申請機能により届出されたデータは、申請管理システムにより基幹システムに取込む。 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、当町は、児童手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 ◆特定公的給付に関する事務 ・物価高対応子育て応援手当 なお、当該手当は公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づく「特定公的給付」に指定されており、手当給付事務において、個人番号を利用した管理や地方税関係情報等を取り扱うことが可能となっている。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月21日	I 3 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の56の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号	児童手当 ・番号法第9条第1項、別表81の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条 特定公的給付 ・番号法第9条第1項、別表135の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第74条	事前	
令和8年1月21日	I 4 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26、30、87、106の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) :第19条、第44条、第53条 (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。))の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(74、75の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) :第40条、第40条の2	児童手当 【情報提供の根拠】 番号法別表第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、125、141、161の項 【情報照会の根拠】 番号法別表第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106、107の項 特定公的給付 【情報提供の根拠】 なし 【情報照会の根拠】 番号法別表第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項及び第162条	事前	
令和8年1月21日	II 1 いつ時点の計数か	令和5年4月11日 時点	令和8年1月21日時点		
令和8年1月21日	II 2 いつ時点の計数か	令和5年4月11日 時点	令和8年1月21日時点		
令和8年1月21日	IV 8 人手を介在させる作業	—	十分である	事後	
令和8年1月21日	IV 11 最も優先度が高いと考えられる対策	—	6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 十分である	事後	